

嶺南広域行政組合情報公開・個人情報保護審査会条例

令和5年3月29日

条例第3号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、管理者の附属機関として、嶺南広域行政組合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審査会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 嶺南広域行政組合情報公開条例（令和5年嶺南広域行政組合条例第1号。以下「情報公開条例」という。）の運営及び改善に関する重要事項について審議、答申すること。
- (2) 情報公開条例第17条第1項の規定に基づく諮問に応じ、審査請求について審査、答申すること。
- (3) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項において準用する同条第1項又は嶺南広域行政組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年嶺南広域行政組合条例第5号。以下「議会条例」という。）第45条第1項の規定に基づく諮問に応じ、審査請求について審査、答申すること。
- (4) 嶺南広域行政組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年嶺南広域行政組合条例第2号）第4条又は議会条例第50条の規定に基づく諮問に応じ、個人情報の適正な取扱いの確保について審議、答申すること。

(組織)

第3条 審査会は、委員5人以内で組織する。

- 2 委員は、情報公開・個人情報保護に識見を有する者のうちから、管理者が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任することを妨げない。

(審査請求に係る調査権限)

第4条 審査会は、必要があると認める場合には、審査請求に関する事件について、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）又は実施機関（以下「審査関係人」という。）にその主張を記載した書面（以下「主張書面」という。）又は資料の提出を求め、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求め、その他必要な調査をすることが

できる。

(審査請求に係る意見の陳述)

第5条 審査会は、審査関係人の申立てがあつた場合には、当該審査関係人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認める場合には、この限りでない。

2 前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(審査請求に係る主張書面等の提出)

第6条 審査関係人は、審査会に対し、主張書面又は資料を提出することができる。この場合において、審査会が、主張書面又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(審査請求に係る提出資料の閲覧等)

第7条 審査関係人は、審査会に対し、審査会に提出された主張書面若しくは資料の閲覧(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)又は当該主張書面若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付を求められた主張書面又は資料の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審査会は、第1項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(審査請求に係る会議の非公開)

第8条 審査会の審査請求に係る会議は、非公開とする。

(委員の責務)

第9条 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規

則で定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。